

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 992 号（諮問第 1649 号）

件名：不動産登記事項証明書交付申請書等の開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 11 月 24 日

2 原処分

令和 3 年 1 月 8 日（開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 3 月 11 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 4 月 30 日

5 答申

令和 4 年 2 月 28 日

6 審査会の結論

処分庁が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈及び運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

ア 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求に係る処分として別表の 1 欄に掲げる開示請求に対する本件開示決定を記載した上で、本件行政文書以外の文書についても開示を求める旨主張していることから、本件開示決定において文書の特定について誤りがあるか否かについて、以下検

討する。

イ 本件開示請求について

本件開示決定に係る請求内容として、本件開示請求書には「①公印を押印する文書の様式（愛知県警察の定める現に使用しているかつ愛知県警察例規集に掲載されているものに限る）」と記載され、さらに「警察署長印の分」と記載されている。これらの記載から、本件開示決定に係る開示請求の内容は、警察署長印を押印する文書の様式で愛知県警察が定め、現に使用しており、愛知県警察例規集に掲載されているものを求めるものであると解される。

ウ 本件行政文書の特定について

(ア) 処分庁によれば、本件行政文書は、事件捜査に従事する警察官が、不動産登記事項証明書及び商業・法人登記事項証明書等の交付申請に用いる書式として、捜査関係資料の管理及び作成要領の制定により定められており、その作成要領等については捜査関係事項照会書等取扱要綱の制定により、作成名義を所属長名とし、これらに愛知県警察公印規程に規定する公印を押印して施行するものと定められているとのことである。

当審査会においてこれらの要領等及び本件行政文書を確認したところ、その内容は処分庁が主張するとおりであり、本件行政文書は請求内容に合致するものと認められた。

(イ) ここで、審査請求人は、本件行政文書以外にも、「他部局でこれらの様式を決めているので、その部分の開示を求める」旨主張している。

この点、当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、本件行政文書は、警察本部刑事部刑事総務課のみが使用するものとして定められたものではなく、愛知県警察に所属する各警察官が使用するものであり、愛知県警察例規集掲載の様式としては他に存在しないとのことである。

そして、他に特定すべき文書が存在する事情も認められなかった。

(ウ) これらのことからすれば、本件開示請求に対し、本件行政文書を特定し、他に対象となる文書は存在しないという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称
<p>・公印を押印する文書の様式（愛知県警察の定める現に使用しているかつ愛知県警察例規集に掲載されているものに限る） 警察署長印の分（ただし、電子は除く）</p>	<p>・捜査関係資料の管理及び作成要領の制定（平成12年12月26日付け、刑総発甲第78号） で定める不動産登記事項証明書交付申請書（様式第13）及び商業・法人登記事項証明書等交付申請書（様式第14）</p>